

ルミテスターSmart 無償提供プログラムご利用規約

第1条（目的）

この規約は、キッコーマンバイオケミファ株式会社が本規約に定める条件のもとで本件 ATP 測定器（第2条で定義）を代理店に無償提供し、代理店が自ら、または代理店が指定する第三者（以下「指定販売店」という。）を通じて、その顧客であるユーザーに対して、本件対象商品（第2条で定義）の定期購入その他規約に定める一定の条件のもとで当該本件 ATP 測定器を無償提供するプログラム（以下「本件プログラム」という。）について定めるものです。

第2条（本件 ATP 測定器及び本件対象商品）

- 本規約において「本件 ATP 測定器」とは以下のものをいいます。
機種名：ルミテスター Smart
- 本規約において「本件対象商品」とは以下のものをいいます。
商品名：ルシパック A3 Surface、ルシパック A3 Water

第3条（ユーザーへの無償提供条件）

- ユーザーは、以下に定める条件（以下「ユーザー提供条件」という。）を満たす場合に限り、本件 ATP 測定器1台を、代理店または指定販売店を通じて無償提供を受けることができます。

ユーザー提供条件：

- 国内使用を前提とし、かつ再販を目的としない事業者であって、本件対象商品を1ヶ月あたり1キット（100本）以上かつ1年間（本件 ATP 測定器がユーザーに引渡された日を起算日とし、12ヵ月後の月末までをいいます）で6ヶ月以上購入することを約した場合。連続した6ヶ月には限りません。
- 同一のユーザーが1台を超える台数の無償提供を受ける場合は、代理店または指定販売店を通じて、事前にキッコーマンバイオケミファ株式会社の個別の許可を受けなければなりません。
- ユーザーによる本件プログラムのお申込みは1回限りです。
- ユーザーは本件 ATP 測定器を、第三者に有償で譲渡、貸与、リース、使用許諾をすることができません。
- ユーザーは本件 ATP 測定器を、日本国外で使用し、または使用させることができません。

第4条（ユーザーの条件違反時の対応）

- 本件 ATP 測定器の無償提供を受けたユーザーがユーザー提供条件を満たさないことが判明した場合またはユーザー提供条件に定める購入約束その他第3条の定め に 違 背 し、キッコーマンバイオケミファ株式会社から代理店または指定販売店を通じて所定の途中解約本体代を支払うよう請求を受けた場合、ユーザーは遅滞なく途中解約本体代を支払わなければなりません。

途中解約本体代算定基準：

1回購入して解約する場合	2回購入して解約する場合	3回購入して解約する場合	4回購入して解約する場合	5回購入して解約する場合
99,800円（消費税別途）	89,800円（消費税別途）	79,800円（消費税別途）	69,800円（消費税別途）	59,800円（消費税別途）

第5条（本件プログラムの解約）

ユーザーは本件プログラム解約を申し出ることができます。その場合、解約を希望する日の1ヶ月前までに、キッコーマンバイオケミファ株式会社および代理店または指定販売店に書面で申し出るものとします。

第6条（本件プログラムの申込みおよび本件 ATP 測定器の引渡し）

- ユーザーが、代理店または指定販売店を通じて、ユーザー提供条件、目的物の有償譲渡禁止条項、途中解約本体代条項、その他のキッコーマンバイオケミファ株式会社と協議の上定めた条件を承諾する内容を含む本件プログラムへの申込を申込書により届け出た場合、当該申込書がキッコーマンバイオケミファ株式会社に到達した時点で、本規約の定めに基づき本件 ATP 測定器の提供の申出をしたものとみなされます。
- 前項に定める申込書には、本件 ATP 測定器の台数、引渡場所、引渡日時その他所定事項を記載するものとします。
- ユーザーから第1項の提供の申し出があったときは、キッコーマンバイオケミファ株式会社は、同項に定める申込書の記載に基づき、ユーザーに対して代理店を通じて、または直接本件 ATP 測定器を送付するものとします。
- 前項の送付にかかる本件 ATP 測定器の所有権は、送付先のユーザーが受領した時に、キッコーマンバイオケミファ株式会社から代理店を経由して（指定販売店が存在する場合は、さらに指定販売店を経由して）ユーザーへ移転するものとします。
- 本件プログラムのルミテスター Smart は数量限定です。予告なくお申込み受付を終了する場合があります。

第7条（本件 ATP 測定器の管理）

指定販売店は、本件プログラムに基づきユーザーに提供した本件 ATP 測定器の識別番号、提供先、ユーザー提供条件の成就の有無（本件対象商品の販売実績を含む。）その他別途協議の上定める事項につき、自ら管理し、または代理店をして管理させるものとします。当該管理の状況（代理店により管理させるものを含みます。）については、キッコーマンバイオケミファ株式会社からの請求に応じ、遅滞なく代理店を通じて、または直接キッコーマンバイオケミファ株式会社へ報告しなければなりません。ユーザーはこれを承諾し、キッコーマンバイオケミファ株式会社、代理店または指定販売店からの問合せがあった場合、本件 ATP 測定器の識別番号、ユーザー提供条件の成就の有無（本件対象商品の販売実績を含む。）その他別途協議の上定める事項を開示しなければなりません。

第8条（本件 ATP 測定器の製品保証）

キッコーマンバイオケミファ株式会社は、ユーザーに対して、本件 ATP 測定器添付の保証書記載の条件と同等の範囲において、本件 ATP 測定器の製品保証を行うものとします。ただし、返金その他有償販売を前提とする定めは適用されないものとします。

第9条（合意管轄）

本規約の内容に関する紛争又は争訟は、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第10条（規約の改定）

キッコーマンバイオケミファ株式会社は、相当な予告期間を設けたうえで、本規約を改定することができます。その場合、本規約の変更があった旨、変更後の内容、効力発生時期については、キッコーマンバイオケミファ株式会社のホームページその他の適切な方法により周知されるものとします。